

第 8 回 夢のような辻原づくり協議会 議事要旨

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 令和 8 年 5 月 17 日（日） 18：00～19:25 |
| 場 所 | 辻原 1 クラブ |
| 参 加 者 | 13 区：協議会委員 21 名（欠席 2 名）、組長 2 名 市：副市長、部長以下職員 6 名、傍聴 2 名 |
| 議 題 | <p>【協議事項】</p> <p>1 要望書に対する市の回答について</p> <p>2 今後のスケジュールについて</p> <p>3 メモリアル施設建設のメリット・デメリットについて</p> <p>4 その他</p> |
| 決定事項 | <p>議題 1 要望書に対する市の回答について（市説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 1-1、3 月の要望書回答を基礎に表現の修正と補足を行った。なお、一部は国庫補助の交付状況により遅延の可能性はある。 ・資料 1-2、回答の一部について、航空写真を使い位置・内容を説明。 ・資料 1-3、今後の「夢のような辻原づくり」の推進体制として、要望回答の進め方の提案説明を行った。 <p>議題 2 今後のスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 2、5 月 27 日に第 10 回役員会、5 月 30 日、31 日に常会で市から要望回答の説明、6 月 9 日に区民投票打合せ、6 月 14 日に区民投票を実施する。その後、6 月 21 日に協議会を開催する。 ・資料 3-1、区民投票実施要領（案）について、6 月 14 日（日）辻原 1 組クラブで区民投票を行う。期日前投票を 12 日、13 日に行うほか、この 3 日間で投票できない方のための投票機会について 27 日の役員会で協議する。 ・投票権は、4 月 1 日時点で組入りしている 18 歳以上の方。投票結果はそのまま市へ提示し、判断は市長が行う。 ・資料 3-2、各世帯ごとに「事前名簿登録確認票」を作成し、投票権を持つ者を確認する。各世帯は組長に提出し、未提出世帯には組長が確認する。 ・資料 3-3、投票用紙には賛成・反対欄に○印を付けることとし、○印以外の表現の記載でも明確な意思表示ができる場合は有効と扱う。 <p>議題 3 メモリアル施設建設のメリット・デメリットについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メモリアル施設建設のメリットは、市の要望回答の内容であり、デメリットはその対極の内容となる。反対派の意見は、5 月 25 日までに市へ意見提出すること。27 日の役員会で最終決定し全戸配布するとともに、投票会場に掲示する。 <p>議題 4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし |
| 主な意見等 | <p>●要望書回答について</p> <p>市：要望回答に基本的に変更はないが、一部について補正を行った。過去のケースと比較し市として頑張った内容となっている。本日の回答が最終となる。</p> <p>委員：市の回答はインフラなど出来るものばかりでメモリアル施設建設とは関係ない。子供の安全、高齢化、地域コミュニティの回答が、地域の夢になっておらず疑問がある。市は検討すると言うだけで保証するとは言っていない。</p> <p>→不十分と感じる方も当然いるので、そこは区民投票での判断と考える。</p> <p>委員：受け入れしてもしなくても、いずれ辻原には荒廃地が増える。</p> <p>→今回の話は、そうならないよう市も一緒になり解決していくということ。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>委員：建設を受入れない場合、市が地元要望をやってくれるのが遅くなるだけか？ →今回の要望に関しては、市は対応してくれないと思う。</p> <p>●区民投票について</p> <p>委員：3日間で投票に来られない人を救済できないか？ →坂本事務所で事前投票できないか今度の役員会で協議する。</p> <p>委員：メリット・デメリットの住民理解が重要。</p> <p>委員：デメリットに反対派の意見を入れたい。</p> <p>●その他</p> <p>委員：地権者に対し、市が強制的に土地を取得することはあるか？ →強制的な土地取得は考えていない。</p> |
| 次回開催日 | 令和8年6月21日（日） |